

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について (令和2年2月～令和3年3月)

(1) 第1波

1. 市立学校園の臨時休業から再開までの経緯 (令和2年2月21日～6月19日)

月日	決定事項等	対象期間
2月21日	■第2回堺市新型コロナウイルス対策本部会議 ・イベント等の中止・延期	2月21日～3月20日
2月27日	※新型コロナウイルス感染症対策本部（国） ・総理大臣が全国の小学校、中学校、支援学校及び高等学校を3月2日から春季休業期間前まで臨時休業するように要請 ●市立幼稚園、小学校、中学校、支援学校及び高等学校の臨時休業を決定（教育長の臨時代理） ・卒業（修了）式は必要な感染予防を行い、参加人数を最小限にしたうえで実施 ■第3回堺市新型コロナウイルス対策本部会議 ・上記事項を報告、市からも臨時休業を要請される。	2月29日～3月13日
2月29日	●令和2年第3回教育委員会臨時会 ・市立学校園の臨時休業を報告し承認 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた、その他必要な措置は、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項第17号の規定により、教育長の専決事項とし、教育委員会会議にその都度報告することを決定	
3月9日	●市立学校園の臨時休業期間の延長（教育長の専決） ■第5回堺市新型コロナウイルス対策本部会議	3月14日～3月24日
3月16日	●令和2年第4回教育委員会定例会 ・臨時休業期間の延長を報告	
4月3日	●市立学校園の臨時休業期間の延長（教育長の臨時代理） ・入学（園）式は感染対策を講じたうえで実施 ・臨時登校日（始業式）の検討 ・イベントの中止・延期、施設等の休館の延長 ■第7回堺市新型コロナウイルス対策本部会議	4月8日～5月6日
4月7日	※7都府県に緊急事態宣言発出（4月7日～5月6日） ●4月8日以降の入学（園）式（幼稚園、中学校夜間学級、高等学校）の延期を決定 ・臨時登校日（始業式）の延期を決定（教育長の臨時代理）	
4月13日	●令和2年第5回教育委員会定例会 ・臨時休業期間の延長、入学（園）式と臨時登校日の延期を報告し承認	

	■第9回堺市新型コロナウイルス対策本部会議 ・放課後事業の利用自粛について	
4月28日	●市立学校園の臨時休業期間の延長（教育長の臨時代理）	5月7日～10日
5月5日	●市立学校園の臨時休業期間の延長（教育長の臨時代理） ・臨時休業期間の学校及び放課後児童対策等事業での児童受入れ ■第11回堺市新型コロナウイルス対策本部会議	5月11日～31日
5月14日	●令和2年第6回教育委員会定例会 ・臨時休業期間の延長を報告し承認	
5月21日	※大阪府への緊急事態宣言解除	
5月22日	■第13回堺市新型コロナウイルス対策本部会議 ・堺市立学校園の再開等について	
5月25日	・堺市立学校管理運営規則等の一部改正により、夏季休業期間等の短縮を決定（教育長の臨時代理）	
6月19日	●令和2年第7回教育委員会定例会 ・夏季休業期間等の短縮について報告し承認	

※国、大阪府 ■堺市新型コロナウイルス対策本部 ●堺市教育委員会関係

2. 市立学校園における対応

臨時休業期間中は、児童の居場所の保障、学習保障、心のケアの3点を重点的に対応。また教職員の感染対策を学校園に通知。

○児童の居場所の保障

家庭の事情により監護する者がなく、留守中の安全を図れない児童について、午後2時までを学校で、2時以降を放課後児童対策等事業所での受入れを実施。その後対象者の要件を緩和。

○学習保障

- ・家庭学習プリントの配布・点検（学校園ホームページ、家庭訪問）
- ・授業動画を作成し、ネット配信。
- ・ネット環境未整備の家庭のため、動画を保存したDVDや資料の送付、ケーブルテレビ（J:COM）での放送を実施。
- ・分散登校日の設定。（5月後半に2日）

○心のケア

- ・児童生徒の健康状態の確認（家庭訪問、電話連絡）
- ・養護教諭及びスクールカウンセラー等による支援。
- ・人権上の配慮に関する通知を学校園に発出。
- ・自宅待機による子どもの心身への影響を鑑み、子ども及び保護者向けに相談機関窓口を周知。（学校園ホームページ）
- ・分散登校日の設定。（5月後半に2日）

○感染対策（教職員）

- ・公共交通機関利用者の時差出勤の実施。
- ・学校園で勤務する教職員の出勤抑制、在宅勤務を実施。

3. 地域教育活動での対応

○地域教育活動

- ・校庭開放など、地域活動への学校施設の利用を停止。

○市立図書館・図書施設の対応

- ・2月21日から市立図書館主催のイベントの中止または延期。
- ・3月2日から臨時休館・休室
- ・電子書籍などの非来館型サービスの充実・周知。
[期間限定のコンテンツ公開、電子図書館専用臨時利用者ID発行、インターネット上で郷土資料展、電子書籍特集の実施等]
- ・5月17日から臨時窓口を設置し、来館日時を事前に調整したうえで予約資料を貸出。

(2) 第2波

1. 緊急事態宣言解除から令和2年12月末までの経緯（第2波（6月14日～9月末）含む）

月日	決定事項等	対象期間
6月1日	●市立学校園再開 ・小・中・高スタートアップ期間（分散登校・短縮授業） ・支援学校スタートアップ期間（同上）	6月1日～6月15日 6月1日～6月19日
9月4日	●令和2年第10回教育委員会定例会 ・市立学校園における対応を教育長から報告	

●堺市教育委員会関係

2. 市立学校園における対応

○学校教育活動

- ・文部科学省マニュアルを基に作成した、『堺市立学校園における新型コロナウイルス感染症に対する対応マニュアル～「学校の新しい生活様式」～＜教育活動編＞＜衛生管理編＞』に沿って教育活動を実施し、感染対策を実践。
- ・地域の感染状況を「地域の感染レベル（1～3）」で表し、レベルに応じた行動基準を設定。
- ・部活動は6月15日から再開、7月11日から練習試合を実施可能とした。

○感染対策

- ・健康観察カード（家庭にて検温、体調を記入し、登校園時に持参）による体調管理。
教職員が登校時にカードを確認し、子どもの体調を細やかに観察。
- ・マスクの常時着用、手洗いの励行。
- ・定期的な換気の実施。（冬季においても実施。児童生徒の防寒対策を保護者に協力依頼）
- ・大勢がよく手を触れる箇所の清掃・消毒。
- ・児童生徒の身体的距離の確保。（最低1m、可能な限り2m）
（換気、マスク、手洗い、距離の確保を組み合わせ「3つの密」の回避を徹底）

○学習保障

- ・夏季休業期間等を短縮

校種	期間	短縮日数
小中学校	8月8日～18日	35日→11日
高等学校	8月8日～18日	31日→11日
幼稚園	8月1日～31日	42日→31日
支援学校	8月8日～25日	42日→18日

- ・夏季休業短縮期間も完全給食の実施を図るため、給食調理場の空調設備を整備。
- ・8月から10月までの間の給食費を無償化。

○学校行事

- ・運動会、体育大会等は感染対策を図り、時間の短縮、競技の精選などの工夫を講じて実施。
(中学校1校(夜間学級)、高等学校1校(定時制)は中止)
- ・小学校連合運動会、小学校・中学校連合音楽会などの合同行事は中止。
- ・修学旅行・泊を伴う行事については、教育的意義や児童生徒の心情等を配慮。
体調不良者の移送、保護者の迎えに係る所要時間等を考慮し、片道4時間以内の行先に変更し、
受入先との調整を綿密に実施したうえで実施。

3. 地域教育における対応

○地域教育活動

- ・校庭開放など、地域活動への学校施設の利用を再開。
(運動場、体育館は6月27日から、9月26日からは交流試合等を再開)

○市立図書館・図書施設の対応

- ・5月26日 閲覧席の利用制限や開館時間を短縮するなど、一部サービスを制限したうえで開館。
- ・市内の感染状況を踏まえて、館内閲覧の再開(30分以内)や感染対策を徹底したうえでのイベント開催など、来館型サービスを段階的に再開。

(3) 第3波

1. 大阪府への緊急事態宣言発出から解除までの経緯(令和3年1月7日～2月28日)

月日	決定事項等	対象期間
1月7日	※国の基本的対処方針の変更 「一律の学校休業は行わない」	
1月8日	基本的対処方針変更に基づく文部科学省通知 ※第34回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 ・緊急事態宣言発出の要請	
1月9日	※大阪府、京都府、兵庫県への緊急事態宣言発出を要請	
1月12日	※第35回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 ・「府立学校での今後の教育活動」について決定	

1月13日	※大阪府、京都府、兵庫県への緊急事態宣言発出 ■第19回堺市新型コロナウイルス対策本部会議 ・宣言発出後の市の対応について決定	1月14日～2月7日
2月2日	※緊急事態宣言期間延長	～3月7日
2月3日	■第20回堺市新型コロナウイルス対策本部会議 ・卒業式・入学式について報告	
2月8日	●令和3年第2回教育委員会定例会 ・市立学校園における対応を教育長から報告	
2月19日	※第38回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 ・緊急事態宣言解除要請を決定	
2月28日	※緊急事態宣言解除	

※国、大阪府 ■堺市新型コロナウイルス対策本部 ●堺市教育委員会関係

2. 市立学校園における対応

国の基本的対処方針の変更を受け、一律の学校休業は行わず、文部科学省通知や大阪府教育庁の方針をふまえ、学校教育活動を実施。

○感染対策

- ・校内の感染対策（健康観察カード、マスク常時着用、手洗い励行、消毒等）を継続。
- ・定期的な換気を継続して実施。児童生徒の防寒対策を保護者に協力依頼。

○学校教育活動

- ・臨時休業、分散登校、短縮授業などを行わず、通常形態での授業を実施。
- ・感染リスクの高い教育活動（合唱など）を停止。
- ・部活動は、対外試合を含めた土日の活動を停止。放課後の部活動も時間を短縮し、接触機会の多い運動等を行わないことなどについて慎重に検討。
- ・小学校の放課後児童対策等事業は児童同士や児童と指導員の距離を保ち、接触を控える形で実施。

○学習保障

- ・陽性者・濃厚接触者となった場合や、感染不安により登校しない児童・生徒に対し、必要に応じてノートパソコンを貸与し、学校との連絡調整、家庭学習に活用。

3. 地域教育における対応

○地域教育活動

- ・校庭開放など、地域活動への学校施設の利用を停止。

○市立図書館・図書施設の対応

- ・1時間以内の滞在や、座席数を通常の1/3程度にするなど、一部のサービスの制限を継続。
- ・市立図書館主催のイベントの中止または延長。
- ・非来館型サービスの強化。
 - 予約資料の郵送サービスのモデル実施。（郵送料利用者負担：令和3年1月29日～継続中）
 - 電子図書館利用の促進（電子図書館専用臨時IDの発行：令和3年1月15日～2月7日、ホームページ、Twitter、各館内での電子書籍の紹介、利用案内の発信）。